

実験動物技術指導員等認定規程

平成 17 年 4 月 1 日制定
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、実験動物技術指導員及び実験動物技術準指導員（以下、「実験動物技術指導員等」という。）を認定、確保し、実験動物技術の教育・普及に努め、実験動物技術者の資質を向上させ、実験動物技術の進展に貢献することを目的とする。

(制度)

第 2 条 公益社団法人日本実験動物協会（以下、「当協会」という。）は、実験動物技術指導員等として必要な認定を行う。認定者には当協会実験動物技術指導員等名簿に登録し、認定証を交付する。

(役割)

第 3 条

1. 実験動物技術指導員

- (1) 実験動物技術者の実技指導等実験動物技術の教育・普及に関すること。
- (2) 当協会の実施する各種の学科試験の監督・学科試験問題の作成、実技試験官・実技試験問題の作成、各種研修講師等に関すること。

2. 実験動物技術準指導員

実験動物技術指導員の上記実務の補助に関すること。

(応募資格)

第 4 条 実験動物技術指導員等の応募資格は以下のとおりとする。

1. 実験動物技術指導員

- (1) 実験動物 1 級技術者資格取得後、大学、研究機関、製薬企業、受託研究企業、動物生産企業等で実験動物学・実験動物技術に関する実務に 5 年以上従事している者
- (2) 関連分野に従事する実験動物に係る高度の技術を有する者で当協会が要請する者
- (3) なお、(1) の実務年数には、関連分野に関する大学院での在籍期間を含む。
- (4) 応募する年度の末日において 50 歳以下であることを原則とする。

2. 実験動物技術準指導員

- (1) 実験動物 1 級技術者資格取得後、大学、研究機関、製薬企業、受託研究企業、動物生産企業等で実験動物学・実験動物技術に関する実務に 2 年以上従事している者
- (2) なお、(1) の実務年数には、関連分野に関する大学院での在籍期間を含む。
- (3) 応募する年度の末日において 50 歳以下であることを原則とする。

(認定)

第 5 条

1. 認定は、実験動物技術指導員認定小委員会が、別に会長が定める認定基準に基づき行う。また、認定を実施する期日並びに申請手続き等についてはあらかじめ当協会長が発表する。
2. 認定を受けるには、①公募、②当協会から依頼する場合があります、それぞれ次の書類を当協会に提出または当協会が依頼する。
 - (1) 公募に出願する者
 - ①本人の認定申請書
 - ②所属機関の長の推薦書
 - ③履歴書及び業績目録書
 - (2) 当協会から依頼する者
 - ①本人の認定申請書
 - ②所属機関の長の承諾書
 - ③履歴書及び業績目録書
 - ④選任理由書

(登録・登録料・更新等)

第 6 条

1. 実験動物技術指導員認定小委員会による認定者は実験動物技術指導員又は同準指導員として実験動物技術指導員名簿に記載・登録し認定証を交付する。
2. 登録料及び更新料は会長が別途定める。
3. 資格の継続
実験動物技術指導員等は、登録後 3 年ごとに登録の更新を行う。登録の更新には原則として毎年 1 回当協会開催の実験動物技術指導員研修会への参加のほか、当協会関係業務に協力した実績等を勘案した別に会長が定める所定の単位の取得を必要とする。
4. 次のいずれかに該当する者は認定・登録されない。また、登録者が次のいずれかに該当するに至った場合は登録を取り消すものとする。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 精神病患者又は麻薬中毒患者
 - (3) 申請書及び申請添付資料に不正がある場合
 - (4) その他、実験動物、動物実験に関連ある法規に違反して罰金以上の刑を受け、また、実験動物、動物実験に関して不正な行為を行った者で、社会的に実験動物技術指導員等として適当とは認められない場合
 - (5) 登録者が 2 回にわたり更新を行わない場合

(経過措置)

第7条 従前の実験動物技術インストラクターは、本規程による実験動物技術指導員とみなすものとする。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(規程第 5 条の 1 の別に会長が定める認定基準)

資格認定基準

平成 27 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 4 月 1 日改正

1. 書類審査

以下の書類により、認定資格に適合しているか、実務経験が実験動物技術指導員等としてふさわしいかどうかを審査する。

- ① 履歴書実験動物技術に関する技術及び講師経験などについて記載したもの)
- ② 目録書 (主な論文・学会発表などを含む)
- ③ 小論文 (指定の課題から自分の考えを 1,500 字以内にまとめたもの)

2. 面接審査

本人と面談し、実験動物技術指導員等として活動するにあたりその適性を審査する。ただし、協会が依頼する者については面接を省略することができる。